

# 滋賀県希望が丘文化公園利用料金(施設使用料)

令和元年10月1日～

1 滋賀県立青少年宿泊研修所（青年の城）（単位：円）

| 区 分 |                                                                     | 県内居住者<br>(1時間につき)  | 県外居住者<br>(1時間につき)  |
|-----|---------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 研修室 | 大 研 修 室                                                             | 1,130              | 2,260              |
|     | 中 研 修 室                                                             | 640                | 1,280              |
|     | 小 研 修 室                                                             | 490                | 980                |
|     | 特別会議室                                                               | 1,350              | 2,700              |
|     | 会議室                                                                 | 490                | 980                |
|     | 小会議室                                                                | 280                | 560                |
|     | 音楽室                                                                 | 560                | 1,120              |
|     | 視聴覚室                                                                | 560                | 1,120              |
|     | 和室（大）                                                               | 710                | 1,420              |
|     | 和室（中）                                                               | 640                | 1,280              |
|     | 和室（小）                                                               | 560                | 1,120              |
|     | 多目的ホール                                                              | 490                | 980                |
| 区 分 |                                                                     | 県内居住者<br>(1人1泊につき) | 県外居住者<br>(1人1泊につき) |
| 宿泊室 | 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。） | 660                | 1,320              |
|     | 高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者または25歳未満の青少年（児童等を除く。）        | 860                | 1,720              |
|     | その他の者                                                               | 1,120              | 2,240              |
|     | その他の者                                                               | 1,120              | 2,240              |

- 注 1 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）の宿泊については、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 2 研修室の使用時間が30分以内の場合は、この表に定める金額の5割に相当する額とする。
- 3 研修室の和室（大）または和室（中）を宿泊のために使用する場合は、この表に定める宿泊室の額とする。
- 4 宿泊を伴わずに宿泊室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 5 幼児（3才以上の未就学児）が宿泊室を使用する場合は、児童等と同料金とする。

5 自転車利用料（単位：円）

| 名称/区分                                    | 基本料金<br>(2時間以内) | 超過料金<br>(1時間につき) |
|------------------------------------------|-----------------|------------------|
| 大人（中学生以上の者）                              | 500             | 140              |
| 小人（小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者） | 250             | 70               |

注 超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

2 滋賀県立希望が丘野外活動センター（単位：円）

| 区 分       |                                                                                | 県内居住者<br>(1時間につき)  | 県外居住者<br>(1時間につき)  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 会 議 室     |                                                                                | 310                | 620                |
| 多 目 的 室   |                                                                                | 640                | 1,280              |
| 集 会 室     |                                                                                | 400                | 800                |
| ク ラ フ ト 室 |                                                                                | 310                | 620                |
| 区 分       |                                                                                | 県内居住者<br>(1人1泊につき) | 県外居住者<br>(1人1泊につき) |
| キャンプ施設    | 小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）            | 430                | 860                |
|           | （日帰り）                                                                          | 215                | 430                |
|           | 高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。） | 490                | 980                |
|           | （日帰り）                                                                          | 245                | 490                |
|           | その他の者                                                                          | 710                | 1,420              |
|           | （日帰り）                                                                          | 355                | 710                |
| ロッジ       | 児童等                                                                            | 490                | 980                |
|           | 生徒等または25歳未満の青少年                                                                | 710                | 1,420              |
|           | その他の者                                                                          | 1,130              | 2,260              |

- 注 1 65歳以上の者および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）がキャンプ施設およびロッジを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 2 多目的室の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3 幼児（3才以上の未就学児）がキャンプ施設またはロッジを使用する場合は、児童等と同料金とする。

4 駐車場利用料（単位：円）

| 名称/区分               | 単 位  | 金 額    |
|---------------------|------|--------|
| 大 型 車               | 1回1台 | 1,600  |
| マ イ ク ロ バ ス         | 同    | 1,050  |
| 普 通 車               | 同    | 500    |
| 自動二輪車・原動機付自転車       | 同    | 200    |
| 普通車駐車回数券（500円券30枚綴） | 1冊   | 10,000 |
| 普通車駐車回数券（500円券13枚綴） | 1冊   | 5,000  |
| 普通車駐車回数券（500円券5枚綴）  | 1冊   | 2,000  |

注 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（同号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定める者が乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合にあっては、無料とする。

3 スポーツ施設（単位：円）

| 名称/区分         |           | 単位    | 県内居住者  | 県外居住者  |
|---------------|-----------|-------|--------|--------|
| 陸 上 競 技 場     |           | 午前    | 6,000  | 12,000 |
|               |           | 午後    | 10,190 | 20,380 |
| ソ フ ト ボ ー ル 場 |           | 午前    | 3,170  | 6,340  |
|               |           | 午後    | 5,150  | 10,300 |
| 野 球 場         |           | 午前    | 4,900  | 9,800  |
|               |           | 午後    | 6,350  | 12,700 |
| 草 野 球 場       |           | 午前    | 3,170  | 6,340  |
|               |           | 午後    | 5,150  | 10,300 |
| 球 技 場         |           | 午前    | 3,440  | 6,880  |
|               |           | 午後    | 5,570  | 11,140 |
| スポーツ会館        | 体 育 室     | 午前    | 5,400  | 10,800 |
|               |           | 午後    | 7,940  | 15,880 |
|               | 格 技 場     | 午前    | 1,850  | 3,700  |
|               |           | 午後    | 2,370  | 4,740  |
|               | 会 議 室 A   | 午前    | 1,250  | 2,500  |
|               |           | 午後    | 2,120  | 4,240  |
|               | 会 議 室 B   | 午前    | 860    | 1,720  |
|               |           | 午後    | 1,250  | 2,500  |
| コート           | 卓 球 場     | 1台1時間 | 460    | 920    |
|               | 更 衣 室     | 1回につき | 460    | 920    |
| ラニシング         | 屋 外 コ ー ト | 1面2時間 | 1,450  | 2,900  |
|               | 屋 内 コ ー ト | 1面2時間 | 2,680  | 5,360  |
| ドック           | か ま ど あ り | 1サイト  | 860    | 1,720  |
|               | か ま ど な し | 1サイト  | 780    | 1,560  |

- 注 1 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 2 陸上競技場（貸切り使用に限る。）、野球場、ソフトボール場、草野球場および球技場ならびにスポーツ会館の体育室（貸切り使用に限る。）、格技場および会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前9時以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額（100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。）を加算した額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象として陸上競技場、野球場、ソフトボール場、草野球場、球技場またはテニスコートの屋内コートを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 4 草野球場またはスポーツ会館の体育室（貸切り使用に限る。）の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 5 スポーツ会館の体育室、格技場、卓球場またはトレーニング室の利用者による更衣室の使用については、無料とする。
- 6 テニスコートの屋内コートをテニス以外の目的で使用する場合は、1面2時間につき6,690円とする。

※ スポーツ施設 午前：午前9時から午後零時30分まで 午後：午後1時から午後5時まで

(2) 個人使用（単位：円）単位：円）

| 名称                     |       | 区分                                                            | 県内居住者 | 県外居住者 |
|------------------------|-------|---------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 陸 上 競 技 場<br>(1人1回につき) |       | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者 | 260   | 520   |
|                        |       | 高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者                        | 320   | 640   |
|                        |       | その他の者                                                         | 460   | 920   |
| スポーツ会館<br>(1人2時間につき)   | 体 育 室 | 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者 | 260   | 520   |
|                        |       | 高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者                        | 410   | 820   |
|                        |       | その他の者                                                         | 580   | 1160  |